

意見書

西企営第104号

平成22年10月8日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511
住所 おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばんごう
大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
名称及び にしにっぽんでんしんてんわかぶしがいしゃ 西日本電信電話株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 おおたけ しんいち 大竹 伸一
連絡先

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出
します。

情報通信市場は、技術のイノベーションが非常に早く、モバイル化、ブロードバンド化が大きく進展し、同時にサービスやプレイヤーのグローバル化が急激に進むなど、大きなパラダイム変化が進展しております。その市場の一部である固定系ブロードバンド市場だけ見ても、F T T H、A D S L及びC A T V等、他事業者が多種多様なアクセスラインを提供するとともに、ルータ等の局内装置については他事業者が自ら設置しており、当社の局内装置を利用するケースはほとんどない等、現実に設備ベースの競争が進展しており、指定電気通信設備制度が導入されたり、N T Tグループに係る累次の公正競争要件が設定された当時のように、当社以外に設備を構築する事業者がなく、他事業者は当社が設置した設備を利用せざるを得ないといった状況からは大きく変化しております。

特に、西日本のブロードバンド通信市場では、当社・電力系事業者・C A T V事業者が健全な設備競争を繰り広げており、当社のシェアは西日本マクロで53%、府県別では最小で36%、F T T H市場での競争が激しい関西エリアでは、京都を除く1府4県でシェア50%を下回る状況（平成22年3月末）になっています。

こうした中で、当社は、これまでも光サービスを世界に先駆けて本格展開し、利用可能エリアを拡大する等ブロードバンドの普及に全力で取り組んでまいりましたが、更なる普及に向けてドライブをかけてゆくためには、情報通信市場のパラダイム変化を十分踏まえ、従来の電話を前提とした規制を見直し、ブロードバンド・I Pの設備競争を前提とした政策に転換する必要があると考えます。

具体的には、事態の推移を先回りした想定や懸念に基づいて事前規制をかけるという従来の発想を転換して、万一問題が生じたとしても、事後的に問題を解決する姿勢に徹する政策に舵を切り、各事業者が自らのリスクで設備を設置し、技術を開発し、それぞれの創意工夫によりお客様のニーズに即したサービスを提供するよう促す競争環境を整備することで、お客様利便の向上、I C T産業の成長・拡大、ひいては我が国全体の経済の活性化、国際競争力の維持・向上を図るべきです。

したがって、今年度の検証にあたっては、過去に導入された指定電気通信設備制度やN T Tグループに係る累次の公正競争要件を緩和・撤廃する方向で抜本的に検証・見直しを行っていただき、各事業者が自由に事業展開を行うことができる環境を整備していただきたいと考えます。

1 指定電気通信設備制度に関する検証

検証項目	当社意見
<p>(1) 一種指定 設備に係 る検証</p> <p>ア 指定要件 に関する 検証</p> <p>イ 指定の対象 に関する 検証</p>	<p>【次世代ネットワーク、地域 I P 網及びひかり電話網について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の次世代ネットワーク、地域 I P 網及びひかり電話網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 <p>① 他事業者が I P 網を自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、I P 網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。→別添 1</p> <p>② 現に、他事業者は独自の I P 網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得していること。具体的には、ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで 53%、府県別では最小で 36%、F T T H 市場での競争が激しい関西エリアでは、京都を除く 1 府 4 県でシェア 50%を下回り、また、三重、富山の 2 県では、C A T V 事業者殿のシェアがそれぞれ 55%、52%と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況にあること。→別添 2</p> <p>③ 地域 I P 網の接続料として、平成 13 年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、他事業者による利用実績はないこと。</p> <p>④ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、O A B ～ J I P 電話、C A T V 電話、O 5 0 I P 電話の合計に占める N T T 東西のシェアは 35%程度（平成 22 年 3 月末）、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば 7%程度（同上）に過ぎない状況にあること。→別添 3</p> <p>⑤ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の次世代ネットワーク、地域 I P 網及びひかり電話網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。</p>

検証項目	当社意見
	<p>【局内装置類及び局内光ファイバについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置（OLT）、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 当該装置類は誰でも容易に市中調達・設置することが可能である等、参入機会の均等性が確保されており、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。 ② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせ、若しくは、当社の光アクセスと当社の局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供していること。 ③ 光信号伝送装置（OLT）、局内スプリッタについては平成13年より、メディアコンバータについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、他事業者による利用実績はないこと。また、イーサネットスイッチについては、他事業者からの強い接続要望を受け、本年6月に接続料を設定したものの、同年7月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者以外の事業者からの利用要望も全くないこと。 ④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定していただきたいと考えます。 ・ 局内光ファイバについては、他事業者による自前敷設が可能であり、また、他事業者が計画的に所定の手続き・自前工事を行うことで、当社が局内光ファイバを敷設する場合と同等期間で、当該他事業者も局内光ファイバを自前敷設できることに鑑み、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
	<p>【加入光ファイバについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備（メタルと光の区別がない）の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。 ・ しかしながら、指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。 ・ 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開していますし、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去9年間で契約数を1.7倍の3,264万世帯（平成22年3月末。再送信のみを含む）に増加させています。→別添4 別添5 ・ したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、今後競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバについては諸外国での規制の状況も踏まえ、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。 ・ また、ブロードバンドアクセスのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合等を踏まえ、CATV回線（現にブロードバンド通信に使用されていないものを含む）や、今後新たな技術革新が期待される高速無線アクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。 ・ 更に、現行のシェア基準値（50%超）による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
	<p>【F T T Hサービスの戸建て向け屋内配線について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年10月16日)において、戸建て向け屋内配線については指定電気通信設備とすることが適当とされ、これを踏まえた電気通信事業法施行規則等の改正により第一種指定電気通信設備に指定されたところですが、本来、戸建て向け屋内配線については、他事業者やお客様自身が自由に設置可能であり、現に、他事業者が自ら行う必要があるONUの設置・設定と同時に設置されていることに鑑みれば、ボトルネック性がないことは明らかであり、当社の戸建て向け屋内配線を第一種指定電気通信設備から除外していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
	<p>【現行の指定方法の見直しについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほとんど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることを考えると考えます。 ・ したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」（ネガティブリスト方式）から「指定する設備を具体的に列挙する方式」（ポジティブリスト方式）に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにしていただきたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
ウ アンバンドル機能の対象に関する検証	<ul style="list-style-type: none"> 当社の次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電話網、イーサネットスイッチ等の局内装置類、局内光ファイバ、加入光ファイバ等については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただく等の対応を行っていただきたいと思います。

検証項目	当社意見
	<p>【収容局接続機能及び中継局接続機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フレッツサービスに係る機能（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能）については、地域 I P 網において、特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定していたものの、平成 13 年から現在に至るまで 8 年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 ・ 中継局接続に係る機能（一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能）についても、接続料を設定したものの、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
	<p>【IP電話サービスに係る機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来、ひかり電話網は第一種指定電気通信設備規制の対象外となっていたため、事業者間協議により、ひかり電話網の接続料を接続事業者が設定する接続料と同額とすることで、事業者間取引のバランスを確保することが可能でしたが、ひかり電話網が第一種指定電気通信設備規制の対象とされ、その接続料設定が義務化されたことから、当社のみ事業者均一の接続料を定めることとなった結果、昨年度当社意見で「懸念」として指摘した問題、すなわち、一部の固定事業者がひかり電話網の接続料よりも不当に高い接続料を設定し、事業者間取引のバランスが損なわれる、いわゆる「逆ザヤ問題」が、現に生じております。 したがって、当社としては、お客様の利便性を確保しつつ、事業者間取引のバランスを確保する観点から、早急に当該機能をアンバンドルの対象から除外していただく必要があると考えますが、アンバンドルの対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（H21.10.16）にて、「（不当に高額な接続料に関する）具体的な判断基準については、引き続き議論を深めた上で設定することが適当」「（「逆ざや問題」について）固定通信市場を含め、段階的に対応することが適当」とされたことを踏まえ、総務省殿において、当社PSTN網の接続料やひかり電話網の接続料より高い接続料を設定している固定電話事業者に対し、接続料の算定根拠を提出させた上で、当社や他事業者より接続料が高い理由や、自社内や自社グループ内の無料通話サービスの赤字を当該接続料で補填していないこと等について説明するように求め、当該事業者の接続料の適正性を検証し、不当に高額な接続料が設定されている場合は、それを是正する仕組みを設けていただきたいと思います。

検証項目	当社意見
	<p>【局内装置類に係る機能のアンバンドルについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 光信号伝送装置（O L T）は平成 13 年より、メディアコンバータ・局内スプリッタについては平成 14 年より、当社が接続料を設定していたものの、平成 13・14 年から現在に至るまで 7・8 年以上、他事業者による利用実績はないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。 ・ イーサネットスイッチに係る接続料（イーサネットフレーム伝送機能）についても、他事業者からの強い接続要望を受け、本年 6 月に接続料を設定したものの、同年 7 月、当該他事業者からの接続申込みが取り下げられ、また現在に至るまで当該他事業者以外の事業者からの利用要望も全くないことから、アンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
<p>(2) 二種指定 設備に係 る検証</p>	<p>【第二種指定電気通信設備規制の対象について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話事業者殿は、国から割当を受けた公共財である電波の有限希少性を背景に、市場を寡占することで、元来、他事業者との接続協議において強い交渉力を有していましたが、携帯電話サービスの急速な普及により、移動通信市場の中で見ればシェア 25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者であっても約 2,300 万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていない携帯電話事業者殿の交渉力は強くなっています。 ・ したがって、現に規制が課されておらず接続料が高止まりしている携帯電話事業者殿の接続料の適正性を確保する等の観点から、第二種指定電気通信設備規制については、事業者ごとにその適用可否を違えるべきでないと考えます。 <p>【「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の運用について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年度、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（H21.10.16）を踏まえ、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の策定・公表がなされており、同ガイドラインでは、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定が当該事業者の自主的な取組みに委ねられているところですが、これまで第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料が最も高止まりしてきた等を踏まえれば、全ての携帯電話事業者殿を対象に、同ガイドラインが適用されるべきであると考えます。 ・ また、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定について自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との同答申の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正していただきたいと考えます。

検証項目	当社意見
<p>(3) 禁止行為 に関する 検証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他事業者サービス情報の取扱いに関し、業務改善命令（平成 22 年 2 月 4 日）を厳粛に受け止め、業務改善計画（平成 22 年 2 月 26 日）の遂行等を通じ、再発の防止に努めてまいります。 ・ また、その他の禁止行為規制に関して、事業法等の法令及び共同ガイドライン等に基づき、引き続き適正な事業活動を行い、法令遵守の一層の徹底を図り、公正競争の確保に努めてまいります。

2 NTT等に係る公正競争要件の検証

検証項目	当社意見
移動体通信業務の分離、NTT再編成時の公正競争要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信市場は、ドコモ分社やNTT再編成（地域・長距離分離）時とその様相を一変させ、NTTグループ以外の他社は、固定・携帯事業を同一の会社で提供しており、更に自社内や自社グループ内の固定電話・携帯電話相互間での通話料無料サービスを提供しているところです。 ・ また、競争事業者のお客様が、固定／移動の融合サービス等の利便性を享受できる一方、当社のお客様だけが利便性を享受できないということになれば、当社のお客様の利便性が著しく損なわれることになります。 ・ したがって、NTTグループに係る累次の公正競争要件のうち、既にその役割を終えているものについては、速やかに見直しを行う必要があると考えます。
活用業務認可条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、これまで活用業務制度を利用して、IP化等の技術革新に対応し、お客様ニーズに即したサービスの提供や通信料金の低廉化など、ユーザ利便の向上に努めてきたところであります。 ・ 今後も、お客様ニーズの高度化・多様化に迅速・的確にお応えし、多彩なブロードバンド・ユビキタスサービスをスピーディーに提供していくためにも、更には多様な競争の創出による市場の活性化の観点からも、これまで以上に活用業務制度を迅速かつ柔軟に運用していただきたいと思います。

【別添1】 当社の線路敷設基盤、アクセス回線、ネットワークは十分にオープン化

- 電柱・管路等の線路敷設基盤、アクセス回線、NGN等のネットワークは十分にオープン化されており、他事業者は当社が提供する素材を自由に組み合わせて、自前IPネットワークを構築可能

		NTT西/東	電力系・CATV事業者 KDDI(東電エリア・CTC)	KDDI SBB等DSL事業者	【想定】 CATV事業者等
接続形態	ネットワーク	NTT西/東 NGN等	自前 IPネットワーク	自前 IPネットワーク NTT西/東ビルに コロケーション	NTT西/東 NGN等
	アクセス	光ファイバ (ダーク・シェアト) メタル回線 (ドライカッパ等)	自前光ファイバ 自前同軸	光ファイバ (ダーク・シェアト) メタル回線 (ドライカッパ等)	自前光ファイバ 自前同軸
契約数 (NTT西/東計)		FTTH: 1,324万契約 ADSL: 338万契約	FTTH: 454万契約 CATV: 435万契約		0契約
			ADSL: 635万契約		
NTT西/東が 提供する素材		-	線路敷設基盤 (電柱・管路等)	光ファイバ(加入ダークファイバ) メタル回線(ドライカッパ等) 局舎コロケーション	NGN等の 收容局接続機能
貸出実績 (NTT西/東計)		-	電柱 : 396万本 管路・とう道: 4,322km	加入ダークファイバ: 48万芯 ドライカッパ等: 1,001万契約 局舎コロケーション: 8.5万架	平成13年からアンバンドル しているが、利用実績は皆無

契約数 : 総務省公表値及び当社調べ H22.3月末時点

貸出実績 : 当社調べ H22.3月末時点(電柱・管路・とう道はH21.12月末時点)

【別添2】超高速ブロードバンドサービス市場（FTTH、CATV）のシェア〈西日本〉

30府県中12府県で当社シェアが50%を下回っており、熾烈な競争が展開されている。

- 6県にてCATV事業者と熾烈な競争が展開(そのうち2県はCATV事業者が当社を上回る)
- 10府県にて電力系事業者と熾烈な競争が展開

※当社シェアは、西日本エリアにおけるNTT西日本光契約数÷(西日本エリアの総光契約数+CATV契約数)×100で算出

CATV事業者との競争が激しいエリア

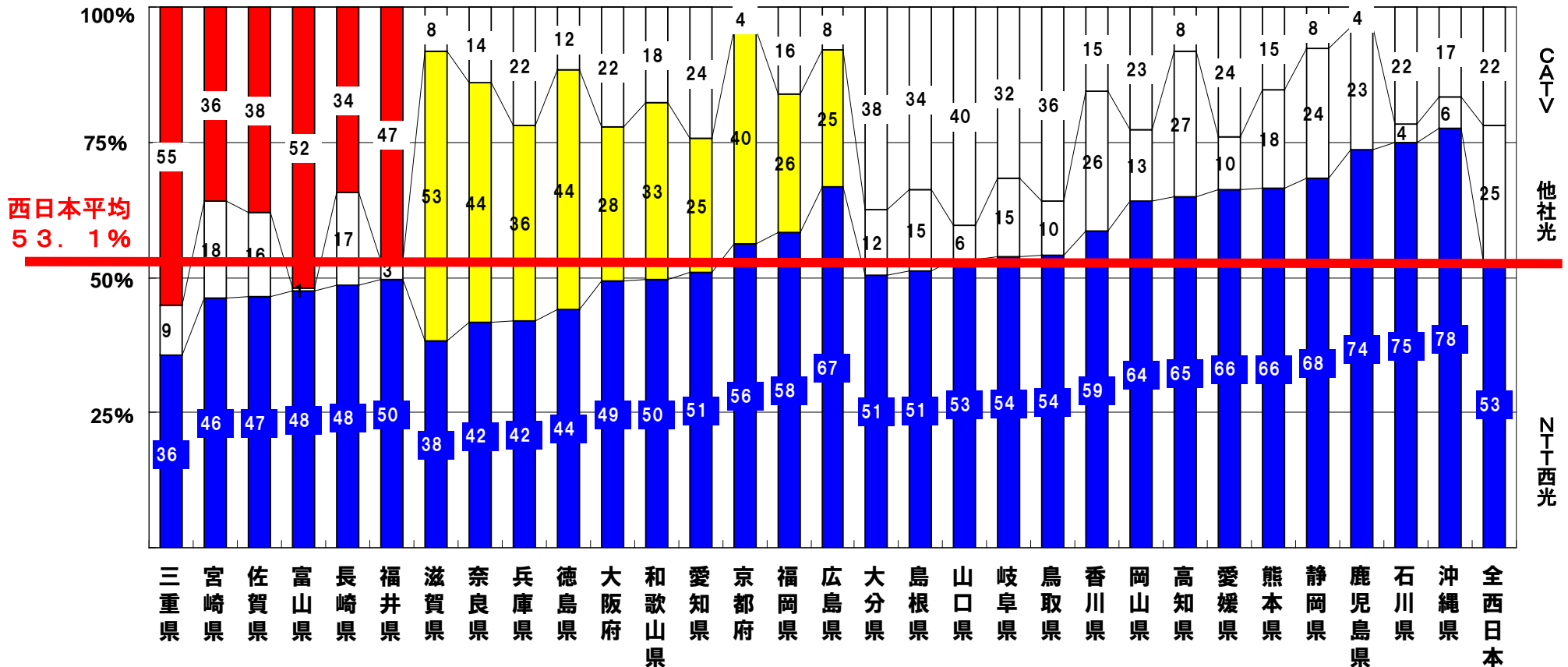
CATV優勢かつ
当社シェア50%以下の6県
当社平均シェア:43.7%
CATV事業者平均シェア:46.3%

他社FTTHサービスとの競争が激しいエリア

関西及び都市部の10府県
当社平均シェア:50.4%
他社FTTH平均シェア:30.9%

その他

14県
当社平均シェア:63.5%



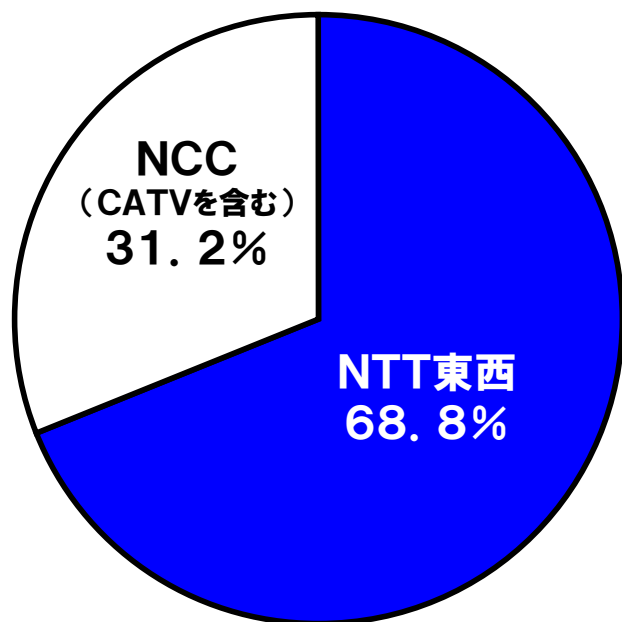
(出典:総務省公表値及び当社調べ H22.3末時点)

【別添3】 I P電話市場の競争状況

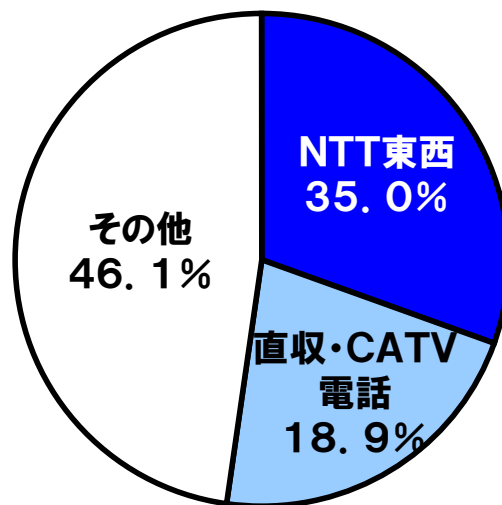
市場を広く捉えると、当社のひかり電話は、市場支配的であるとは言えない。

- 050 IP電話・直収・CATV電話を合わせると、35.0%
- 050 IP電話・直収・CATV電話・携帯電話・PHSを含めると、6.9%

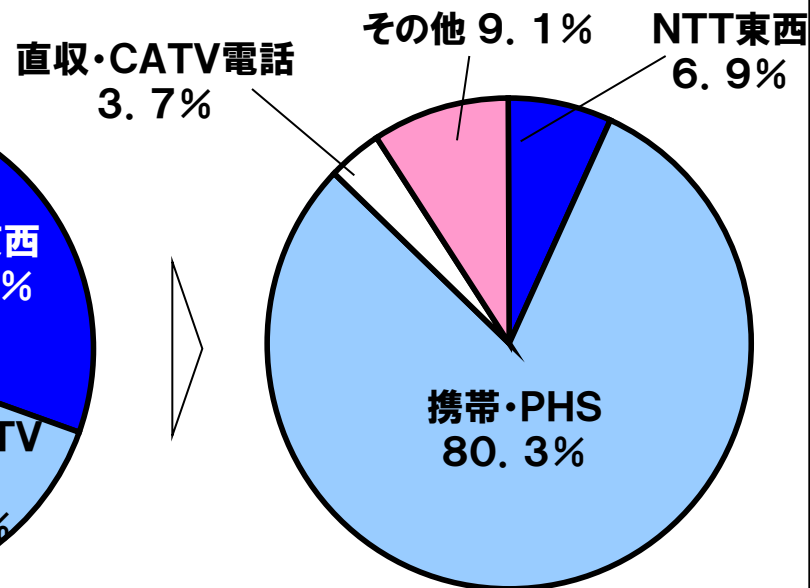
OABJ IP電話



OABJ IP電話+050 IP電話
+直収電話・CATV電話



OABJ IP電話+050 IP電話
+直収電話・CATV電話
+携帯電話・PHS

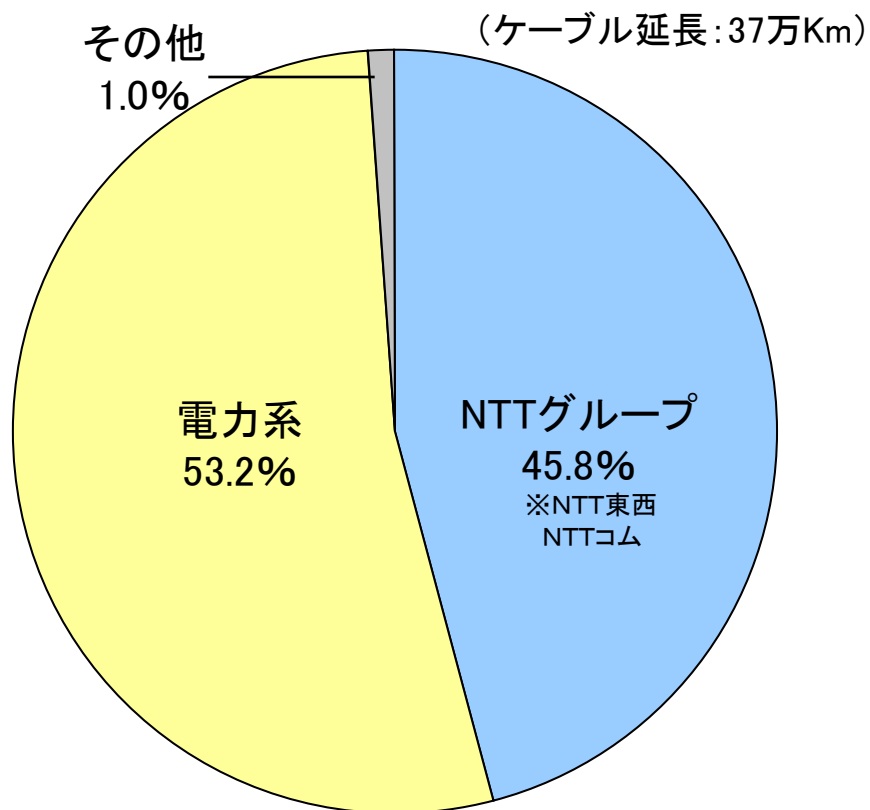


【別添4】他社の光ファイバの敷設状況

電力系事業者・CATV事業者共に、光ファイバを敷設しており、当社が設備を独占する状況にはない。

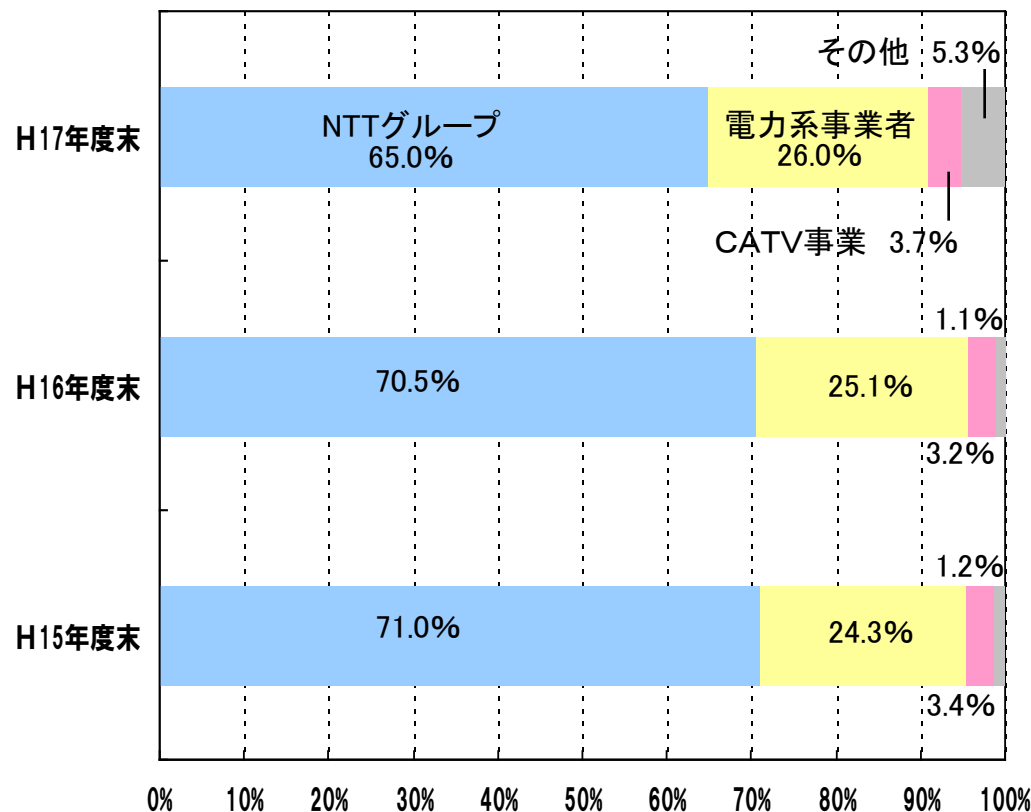
【加入光ファイバのケーブル延長シェア(H15.9末)】

※巨長×ケーブル条数



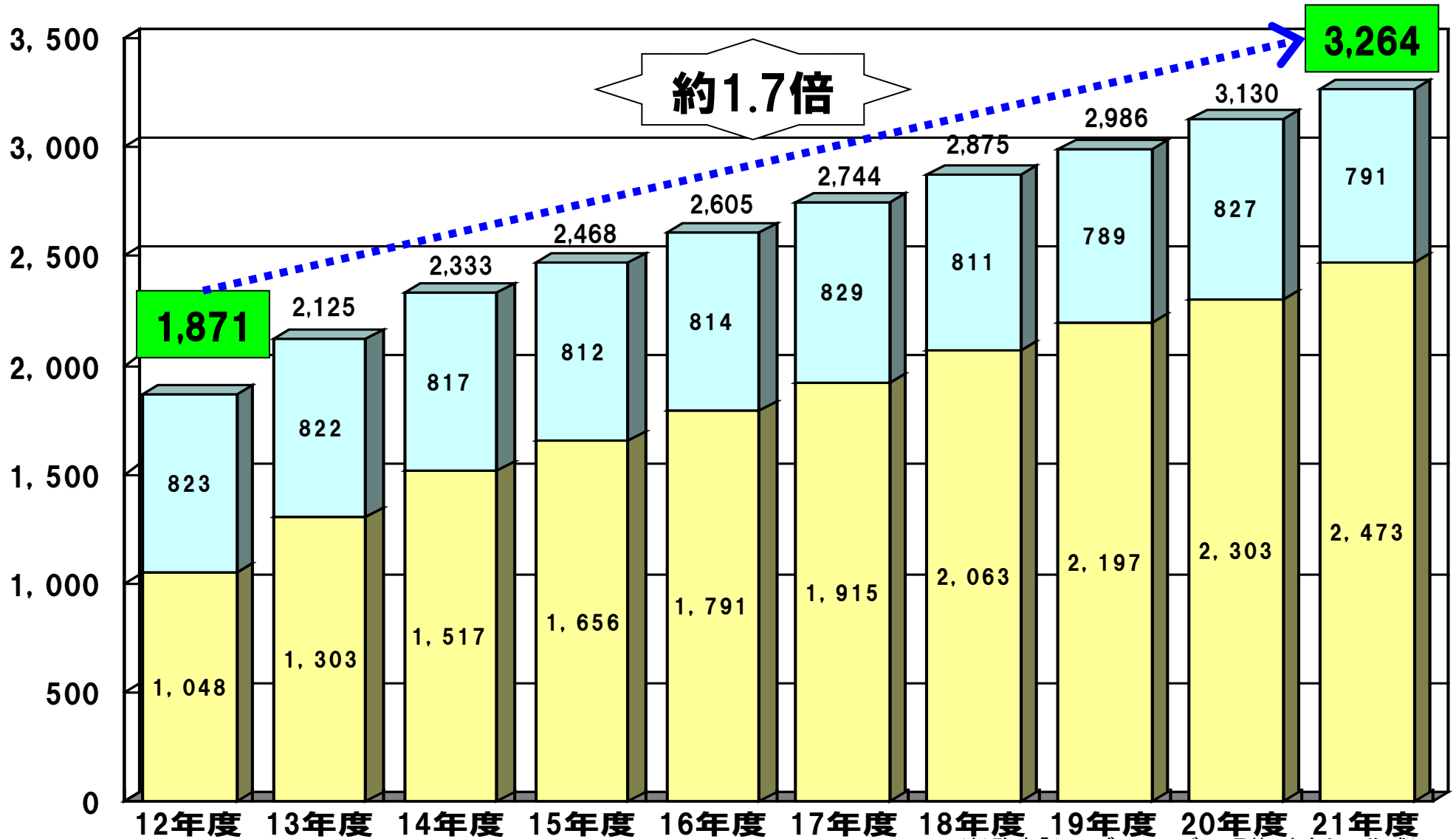
【加入光ファイバの芯線延長シェアの推移】

※ケーブル延長×光ファイバの芯線数



【別添5】 ケーブルテレビの普及状況(加入世帯数の推移)

単位:万世帯



(総務省「ケーブルテレビの現状」をもとに作成)

□ 自主放送を行う施設 □ 再送信のみを行う施設